

高第873号
障第996号
令和2年12月4日

各高齢者・障がい者
福祉サービス事業所・施設 設置者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長
障害福祉課長

高齢者・障がい者施設における職員に係る感染症対策の更なる徹底について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内では、先月、県内初の入所施設でのクラスターが発生し、また今月には、通所事業所でのクラスターが発生しているところです。

また、クラスター以外にも、県内での感染拡大に歩調を合わせ、高齢者・障がい者施設の職員の感染が、数多く確認されております。

各事業所・施設におかれましては、これまでも感染症対策に取り組んでいただいているところかと存じますが、職員の感染は各施設及び利用者にも多大な影響を及ぼすことを鑑み、下記のとおり更なる職員の感染症対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

- 福祉施設の職員においては、日常生活及び職場において、マスクの着用及び手指衛生の徹底など感染防止対策の強化を図るとともに、大人数での飲食など高感染リスクの場の徹底回避や、特に飲食などマスクを外す場面での感染対策の徹底を図られたいこと。
- 施設管理者においては、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに務めること。
- 職員及び管理者は、「体調がおかしい」と自覚があった場合には、職員の出勤を絶対にストップし、ただちに医療機関へ相談・受診を行うこと。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	田中	担当	多治見
T E L	058-272-1111 内線 2600		
F A X	058-278-2639		

岐阜県健康福祉部障害福祉課			
係長	奥村	担当	信田
T E L	058-272-1111 内線 2686		
F A X	058-278-2643		